

JETRO

バングラデシュのLDC卒業に係る 現状と政策

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部・ダッカ事務所

2024年4月



目次

I. バングラデシュ LDC卒業の経緯	3
1. 国連開発政策委員会（CDP）	4
2. LDC卒業の基準	6
II. 貿易協定	7
1. 地域貿易協定	8
2. 二国間貿易協定	14
III. バングラデシュと日本の貿易関係	19
1. バングラデシュと日本の貿易関係	20
2. LDC卒業後の主要衣料品の輸入関税率	21
IV. TRIPS協定と医薬品国内製造	23
1. TRIPS協定	24
2. TRIPS協定による恩恵とLDC卒業に伴う課題	25
V. 輸出製品に対するキャッシュ（現金）インセンティブ	26
1. 輸出製品に対するキャッシュ（現金）インセンティブ	27

I. バングラデシュ LDC卒業の経緯

1 | 国連開発政策委員会（CDP）（1）

- バングラデシュの後発開発途上国（LDC）卒業は、**2026年11月24日**を予定している。
- これまで国連開発政策委員会が設定するLDC卒業基準に関する議論が重ねられ、バングラデシュのLDC卒業についても検討されてきた。

第20回 国連開発政策委員会（2018年3月）

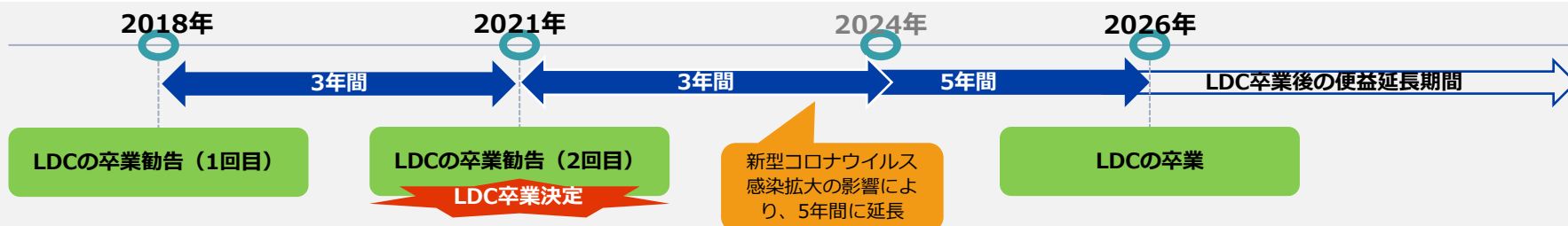
- 2018年、バングラデシュはLDC卒業のための基準（1人当たり国民総所得（GNI）、人的資源開発指数（HAI）、経済・環境脆弱性指数（EVI））の3つの基準をすべて満たす（バングラデシュのLDC認定は1975年12月）。
- LDC卒業を確定させるために、2期連続（3年に1度の見直し）で要件を満たす必要がある。
- 同委員会（CDP）の予定では、バングラデシュのLDC卒業は2024年を予定していた。

（出所）バングラデシュのLDCステータスに関する国連報告書2021年（https://www.un.org/development/desa/dpad/wp-content/uploads/sites/45/LDC_profile_Bangladesh.pdf）

第23回 国連開発政策委員会（2021年2月）

- 2021年に検討されたバングラデシュのLDC卒業審査でも、3つの基準を満たしていたため、バングラデシュのLDC卒業が確定した。
- 卒業見込みの時期に関して、新型コロナウイルス感染拡大の影響などを鑑み、バングラデシュが円滑にLDC卒業の準備ができるよう、卒業まで設けられる期間を通常の3年から5年に延長することが検討された。
- そのため、LDC卒業の時期は**2026年11月24日**までの延長が予定された。

（出所）LDC卒業に関する国連報告書2021年（<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n21/217/83/pdf/n2121783.pdf?token=e84dv3oEyvGVDoAMyT&fe=true>）



1 | 国連開発政策委員会（CDP）（2）

第25回 国連開発政策委員会（2023年2月）

- 「LDC卒業カテゴリーのモニタリング国連報告書2023」によると、バングラデシュは財政赤字と債務の増加が著しい一方で、新型コロナウイルス感染拡大前の成長水準まで急速に回復しており、IMFの支援もあり、安定した経済活動を行なっている。
- 国連開発政策委員会（CDP）によってLDC卒業を認定されると、モニタリングを強化するために拡張モニタリングシステム（EMM：Enhanced Monitoring Mechanism）が導入され、LDC卒業に向けたスムーズな移行が促進される。

LDC卒業基準とバングラデシュの指数

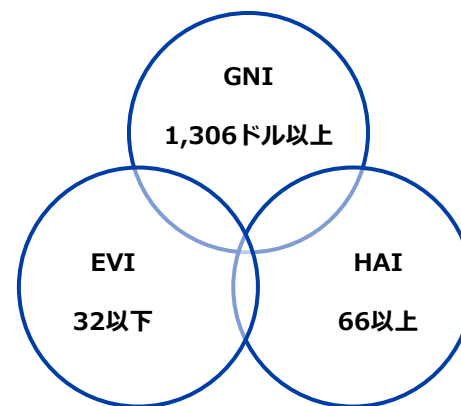
- 「LDC卒業カテゴリーのモニタリング国連報告書2023」によると、バングラデシュはLDC卒業基準である3つの指標において、2024年のレビューに設定された必要な指標を上回る指数を示しており、LDC卒業に向けた準備が整っていることが示唆されている。

バングラデシュのLDC卒業指数の推移

	1人当たりGNI	経済・環境脆弱性指数（EVI）	人的資源開発指数（HAI）
2019年	1,699.4ドル	27.6	73.3
2020年	1,896.6ドル	27.1	74.7
2021年	2,091.3ドル	27.0	75.6
2022年	2,274.8ドル	26.9	76.9
2023年（推定）	2,477.8ドル	26.7	77.3

（出所）「LDC卒業カテゴリーのモニタリング国連報告書2023」
<https://www.un.org/development/desa/dpad/wp-content/uploads/sites/45/CDP-PL-2023-9-2-Monitoring.pdf>

2024年のLDC卒業指標

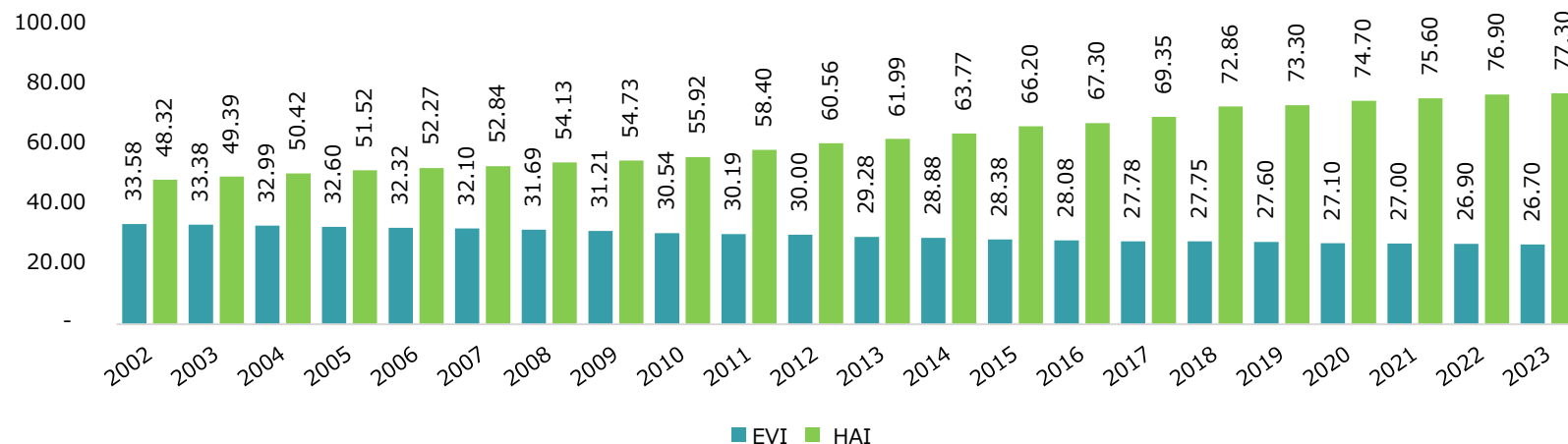


（出所）国連ウェブサイト
<https://www.un.org/development/desa/dpad/least-developed-country-category/lcd-graduation.html>

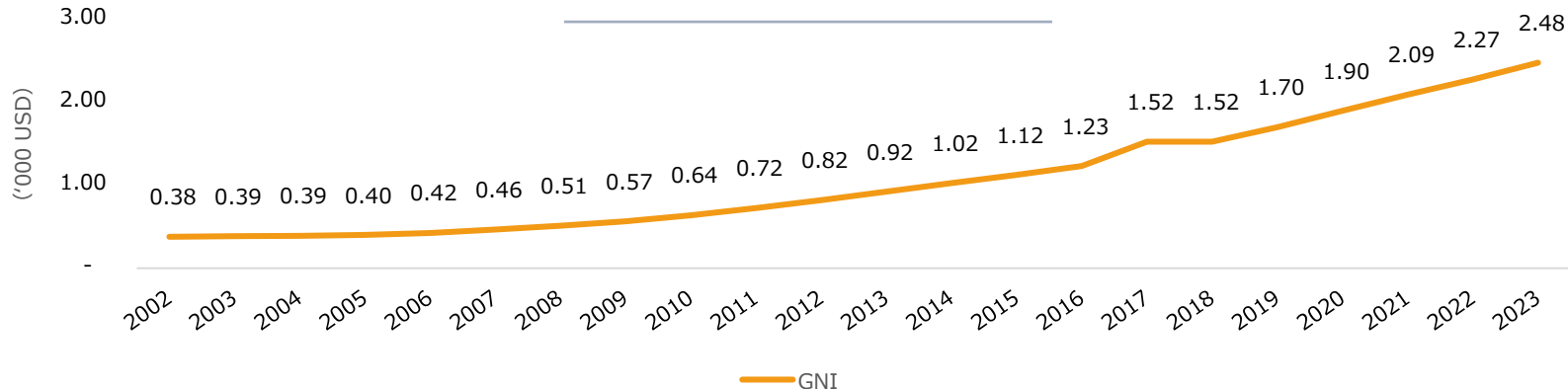
2 | LDC卒業の基準

バングラデシュのLDC卒業基準の推移

人的資源開発指数（HAI）と経済・環境脆弱性指数（EVI）



1人当たりの国民総所得（GNI）



(出所) 国連 (<https://dashboards.un.org/public/sense/app/65085e0b-7cee-4de1-b1b2-7d233c4b25ce/overview>)

II. 貿易協定

1 | 地域貿易協定 (1)

はじめに

- LDC卒業に伴い、バングラデシュは、これまで恩恵を受けてきたいくつかの優遇措置の対象から外れることとなり、多くの課題に直面することが懸念されている。
- 主な課題として挙げられているのが、「後発開発途上国向け無税無枠制度（DFQF : Duty Free Quota Free System）の終了」「輸出補助金の提供制限」「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）に基づく柔軟性の見直し」などである。LDCの卒業が、バングラデシュの輸出入額の大幅な減少につながると予測されている。
- 上記の課題への対処のアプローチの1つとして、政府はさまざまな国や地域との貿易協定締結に向け2022年6月、地域貿易協定締結に向けた政策（RTA Policy, 2022）を発表。2国間または多国間貿易協定への参画に係わる方針や、交渉入りの検討・開始から協定締結、その実行・評価までの具体的なプロセスを明確化することなどを目的に策定された。貿易協定は、次の2種類に分類できる。

（参考）2022年6月17日付ビジネス短信（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/497bcda9bfc0297f.html>）

貿易協定の種類



- バングラデシュがさまざまな国や地域との貿易協定を締結することで、優遇貿易条件を確保し、新しい市場アクセスの開拓や、LDC卒業による悪影響の一部を相殺するために役立つと期待されている。
- しかしながら、貿易協定の交渉と履行は複雑で、時間のかかるプロセスになる点に注意が必要である。

1 | 地域貿易協定 (2)

アジア太平洋貿易協定 (APTA)

- 1975年に「バンコク協定」が締結し、2006年7月1日に「アジア太平洋貿易協定 (APTA)」に改名された。
- APTAには、加盟国が相互に付与した関税譲歩のリストが掲載されている。
- 中国は、同協定に基づき、バングラデシュの83品目に対して8桁の統計品目番号において100%の関税譲歩を認めている。
- 韓国は、139品目に対して10桁の統計品目番号において、100%の関税譲歩を認めている。

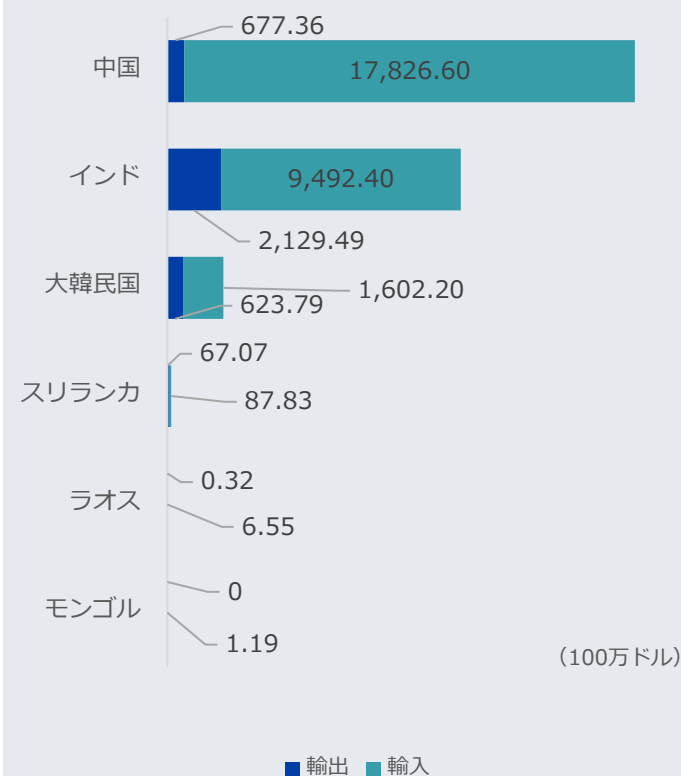
APTA加盟国とバングラデシュ間の輸出入額 (2022年度)

(100万ドル)

加盟国	輸出	輸入	貿易収支
中国	677	17,826	△17,149
インド	2,129	9,492	△7,363
ラオス人民民主共和国	0.3	6.6	△6.3
モンゴル	1	-	1
スリランカ	67	88	△21
韓国 (大韓民国)	623	1,602	△979
合計	3,497	29,015	△25,518
世界貿易額	55,559	68,460	△12,901
世界貿易額に対するAPTAの貿易額の割合	6.3%	42.4%	

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

APTA加盟国とバングラデシュの輸出入額 (2022年度)



(出所) 輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

1 | 地域貿易協定 (3)

ベンガル湾多分野技術経済協カイニシアチブ (BIMSTEC)

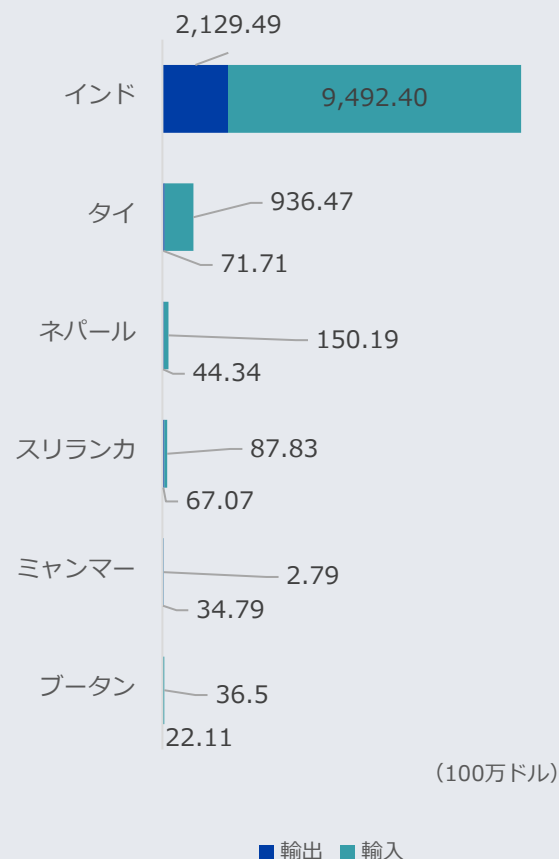
- 「BIMSTEC」は、1997年6月に署名され、2004年2月に「自由貿易地域協定 (FTA)」が締結された。
- 同協定に基づき、優先度の高い製品 (ファーストトラック製品) については、LDCは5年以内、その他の国は1年以内に相互に市場開放が求められる。
- ノーマルトラック製品の場合、LDCは10年以内、その他の国は3年以内に市場開放する。
- 「BIMSTEC」に加盟するLDCに対して、優遇措置が講じられている。

BIMSTEC加盟国とバングラデシュ間の輸出入額 (2022年度)

加盟国	輸出	輸入	貿易収支
ブータン	11	37	△26
インド	2,130	9,492	△7,362
ネパール	44	150	△106
ミャンマー	35	2.8	32
スリランカ	67	88	△21
タイ	72	936	△864
合計	2,359	10,911	△8,552
世界貿易額	55,559	68,460	△12,901
世界貿易額に対するBIMSTEC の貿易額の割合	4.3%	15.6%	

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

BIMSTEC加盟国とバングラデシュ 間の輸出入額 (2022年度)



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

1 | 地域貿易協定（4）

南アジア特惠貿易協定（SAPTA）

- 「南アジア特惠貿易協定（SAPTA）」は、1993年4月11日に署名され、1995年12月から運用が開始された。
- 同協定の目的は、貿易措置に関する譲歩の交渉による、南アジア地域協力連合（SAARC）域内の相互貿易・経済協力の促進である。
- 「SAPTA」は、加盟国の輸出に対して制限付きの優先市場アクセスを提供している。
- 1995年以来、4回の関税譲歩交渉が行われ、2002年12月に交渉が成立している。4回の交渉は、関税削減に焦点を当てており、準関税・非関税措置については取り上げられていない。

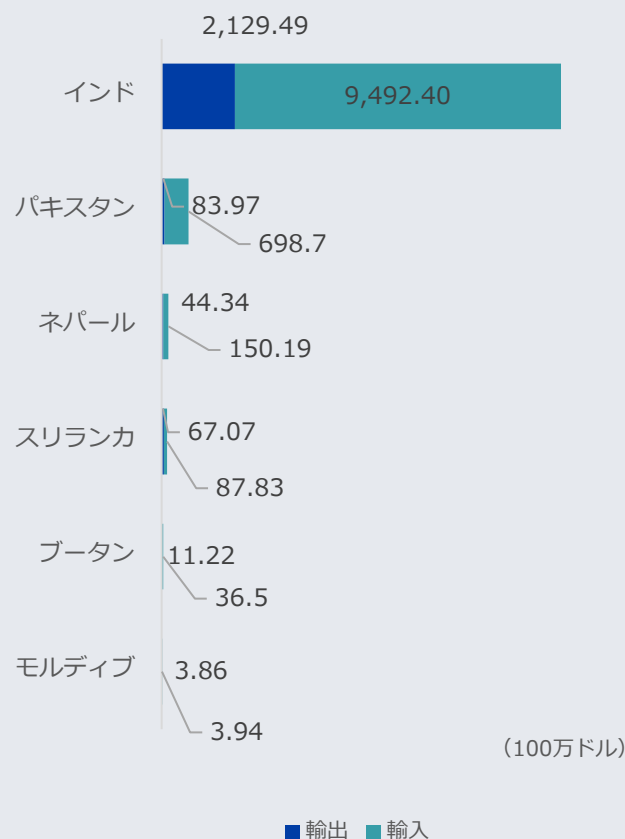
SAPTA加盟国とバングラデシュとの貿易額（2022年度）

(100万ドル)

加盟国	輸出	輸入	貿易収支
ブータン	11	36	△25
インド	2,129	9,492	△7,363
ネパール	44	150	△106
モルディブ	3.9	3.9	-
パキスタン	84	699	△615
スリランカ	67	88	△21
合計	2,339	10,469	△8,130
世界貿易額	55,559	68,460	△12,901
世界貿易額に対する SAPTAの貿易額の割合	4.2%	15.3%	

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

SAPTA加盟国とバングラデシュとの貿易額（2022年度）



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

1 | 地域貿易協定 (5)

SAARC サービスに関する枠組み協定 (SAFAS)

- 「南アジア自由貿易地域 (SAFTA) 」は、サービス貿易を協定に組み込む方針を検討している。
- 同協定には、「南アジア自由貿易地域 (SAFTA) 」加盟国のうち、アフガニスタンを除いた7カ国 (バングラデシュ、ブータン、モルディブ、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ) が加盟している。
- 同協定の発足経緯は、第13回SAARCサミット (2005年ダッカ (バングラデシュ) 開催) と、第14回SAARCサミット [2007年ニューデリー (インド) 開催] での決定と、SAFTA閣僚理事会からの意見をもとに、「SAFTA協定に基づくサービス貿易の可能性に関する地域調査」の委託が行われたことに始まる。
- 同調査は、インドの発展途上国研究情報システム (RIS) が、SAARC加盟国の専門家の協力を得て実施したもので、2008年3月に実施された第3回SAFTA閣僚理事会に提出された。
- SAFTA閣僚理事会は、調査報告書の提出を受け、「SAARC サービスに関する枠組み協定 (SAFAS) 」の草案を作成するよう要請し、専門家グループを結成した。

1 | 地域貿易協定 (6)

発展途上国8カ国グループ (D-8) 特惠関税協定 (PTA)

- 「D-8 (Developing-8)」は、加盟国間の開発支援のための協力協定である。
- 「D-8」は、1997年6月15日に、イスタンブール (トルコ) で行われた国家元首/政府首脳会議の「イスタンブール宣言」によって正式に設立された。「D-8」の主な目標には、世界経済における発展途上国の地位を強化し、新たな発展の促進、貿易機会の向上などが含まれる。
- バングラデシュは、2006年に「発展途上国8カ国グループ (D-8) 特惠関税協定 (PTA)」に署名し、製品リストを事務総長に提出している。現在、原産地規則 (RoO) とその運用認証手順 (OCP) に関する交渉が進行中。
- 同協定に基づき、バングラデシュはLDCとしての優遇措置を受けることを主張している。
- バングラデシュ政府は、D-8加盟国のための経済特区の設立を計画している。

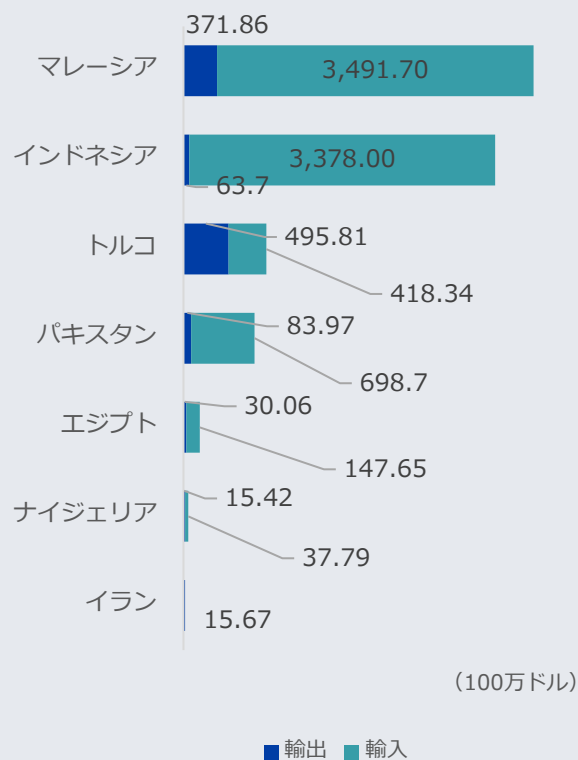
D-8加盟国とバングラデシュとの貿易額 (2022年度)

(100万ドル)

加盟国	輸出	輸入	貿易収支
エジプト	30	148	△118
インドネシア	64	3,378	△3,314
イラン	16	0	16
マレーシア	372	3,492	△3,120
ナイジェリア	15	38	△23
パキスタン	84	699	△615
トルコ	496	418	△78
合計	1,077	8,173	△7,096
世界貿易額	55,559	68,460	△12,901
世界貿易額に対する D-8の貿易額の割合	1.9%	11.9%	

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

D-8加盟国とバングラデシュとの貿易額 (2022年度)



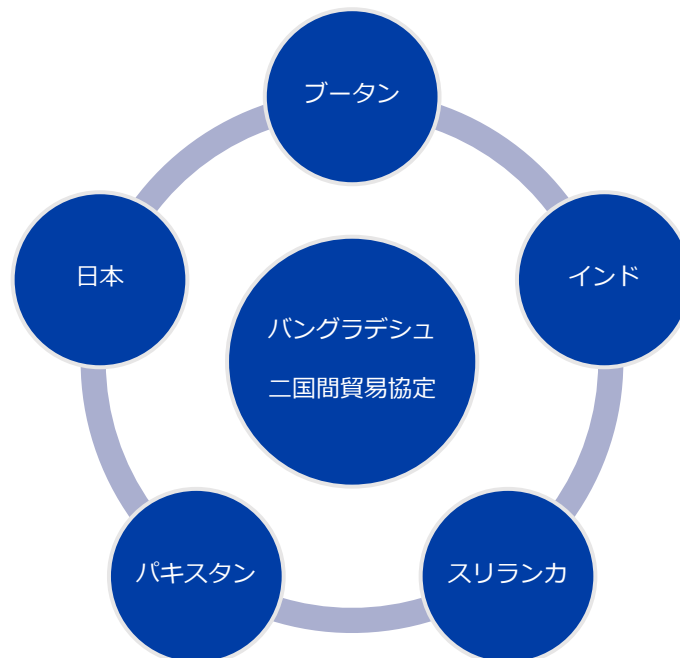
(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

2 | 二国間貿易協定（1）

Bangladesh との二国間貿易協定

- Bangladesh 政府は、2026年のLDC卒業後もBangladesh 製品の免税措置を維持するため、自由貿易協定（FTA）の潜在的なパートナーを模索している。
- Bangladesh 商務省は、LDC卒業に伴う課題に対処するための期限付きの行動計画を発表し、潜在的なFTAパートナーとして、7カ国（中国、インド、日本、韓国、シンガポール、カナダ、マレーシア）を挙げている。
- その他、Bangladesh 政府は、「ユーラシア関税同盟（Eurasian Customs Union）」や「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」への参加も視野に検討している。
- 本報告書では、すでに「二国間貿易協定」の締結、または交渉入りが明らかになっている5カ国（ブータン、インド、スリランカ、パキスタン、日本）に関する貿易状況について言及する。

Bangladesh との二国間貿易協定



2 | 二国間貿易協定 (2)

ブータン - バングラデシュ

- バングラデシュは2020年12月6日、同国にとって初となる2国間特惠貿易協定（PTA）をブータンと締結、2022年7月に発効した。同協定は、バングラデシュで初めての2国間協定であり、バングラデシュ製品100品目、ブータン製品34品目に対して免税措置が講じられることとなった。
- 2023年3月22日、バングラデシュ・ブータン両政府は、ティンプー（ブータン）で開催された会談にて「輸送中の交通とプロトコルに関する協定」に署名した。同協定により、ブータンに複合輸送施設が開設され、輸出入商品の移動のために、バングラデシュの港湾（モングラ港、パイラ港、チョットグラム港）へのアクセスが可能になる。さらに第三国間の物品の輸送を容易にするために、バングラデシュ政府は、ブータンの交通網の利用（道路、水路、鉄道、航空路）を許可している。

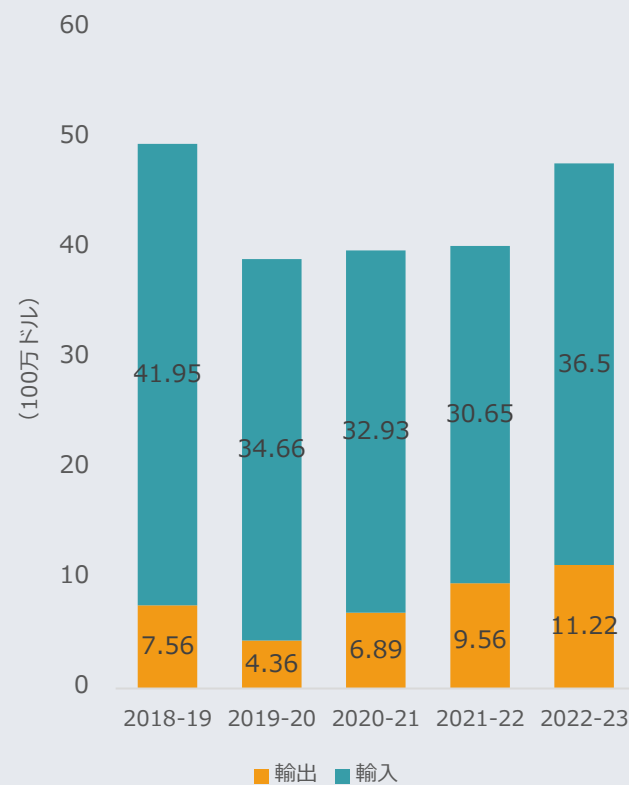
ブータンとバングラデシュとの貿易額の推移

(100万ドル)

会計年度	輸出	輸入	貿易収支
2018-19	7.6	42	△34
2019-20	4.4	35	△31
2020-21	6.9	33	△26
2021-22	9.6	31	△21
2022-23	11	36	△15

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

ブータンとバングラデシュとの貿易額の推移



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

2 | 二国間貿易協定 (3)

インド - バングラデシュ

- 2016年、バングラデシュとインドの両政府は、「インド・バングラデシュ合同作業部会（JWG）」を設立し、平等と相互利益に基づく貿易の促進、拡大、多様化に焦点を当て、重要な貿易関連問題に対処し、両国間の経済的・技術的協力の機会を模索することを目的として、会合を毎年開催することを決定した。
- 同会合は、貿易障壁への対処、税関手続きの簡素化、国境を越えた貿易を円滑化するためのインフラ、物流、輸送施設の改善など、二国間問題を迅速に解決するために極めて重要な役割を担っている。インドとバングラデシュ間の貿易に関する合同作業部会（JWG）の第15回会合は、2023年9月26日～27日にバングラデシュのダッカで開催された。
- 第15回会合では港湾制限の撤廃、包括的経済連携協定（CEPA）締結に向けた各種基準の相互承認、インドからバングラデシュへの必需品の供給、道路・鉄道インフラの整備、複合輸送機関を通じた地域の接続性、陸税関・統合検問所・国境検問所におけるインフラの創設・強化など、様々な二国間問題が議論された。

インドとバングラデシュとの貿易額の推移

(100万ドル)

会計年度	輸出	輸入	貿易収支
2018-19	1,248	7,648	△6,400
2019-20	1,096	5,794	△4,698
2020-21	1,280	8,594	△7,314
2021-22	1,991	13,940	△11,949
2022-23	2,129	9,492	△7,363

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

インドとバングラデシュとの貿易額の推移



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

2 | 二国間貿易協定（4）

スリランカ - バングラデシュ

- 2023年5月29日、スリランカとバングラデシュの両政府は、両国初のバーチャル会合を開催し、「自由貿易協定（FTA）」のための「特惠貿易協定（PTA）」案について検討した。
- バングラデシュ開発研究所（BIDS）の調査では、同協定が締結されると、5年以内に二国間貿易量が25%増加する可能性があるとする。
- 同協定に基づき、スリランカ製品112品目、バングラデシュ製品100品目以上のリストを提出し、免税措置の検討を進めている。

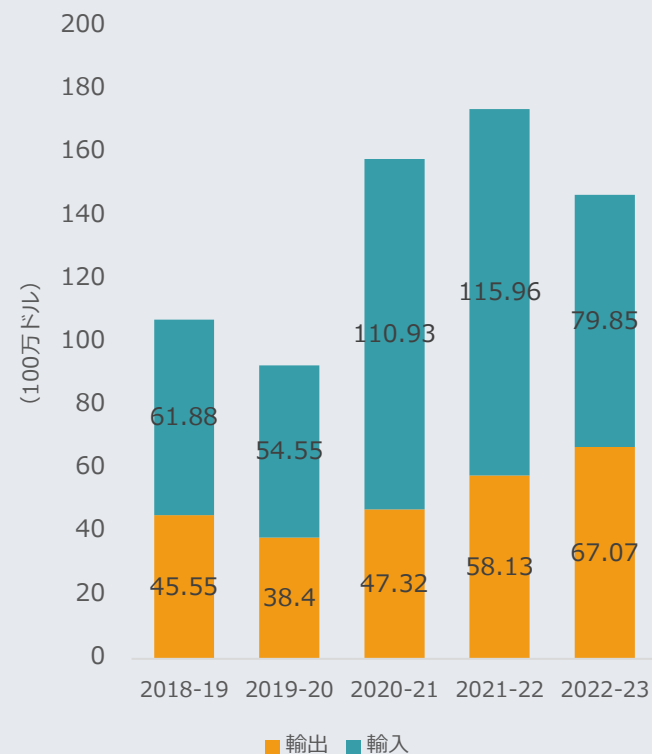
スリランカとバングラデシュの貿易額の推移

(100万ドル)

会計年度	輸出	輸入	貿易収支
2018-19	46	62	△16
2019-20	38	55	△17
2020-21	47	111	△64
2021-22	58	116	△58
2022-23	67	80	△13

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

スリランカとバングラデシュとの 貿易額の推移



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

2 | 二国間貿易協定 (5)

パキスタン - バングラデシュ

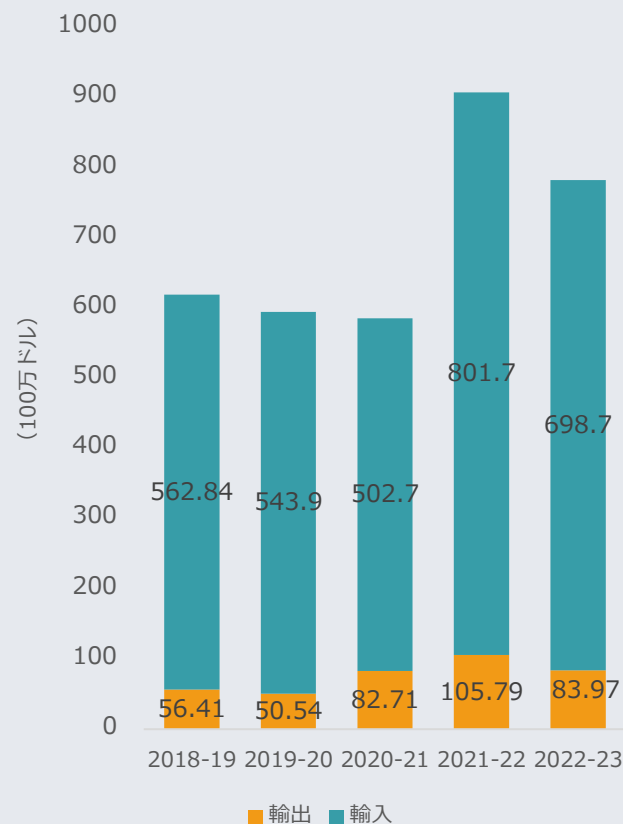
- 2002年に提案された「パキスタンとバングラデシュ間の自由貿易協定 (FTA)」は、2004年の南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議にて、両国の商務大臣によって議論された。
- バングラデシュ政府は、LDC卒業を考慮し、FTA署名1年以内にパキスタン市場への自由アクセスを要求している。また、国内産業を保護するために「ネガティブリスト・アプローチ」を主張している。
- パキスタン政府は、一方的かつ無条件の市場アクセスを認めるバングラデシュ政府の要求に躊躇する一方で、バングラデシュ政府に対して、イスラマバード (パキスタン) における原産地規則の緩和、直接関税の引き下げ、非関税障壁 (NTB) の撤廃、関税撤回段階的撤廃期間の延長などを提案した。交渉は難航しているが、イスラマバード・ダッカ間でのFTA締結を再検討する動きが見られる。

パキスタンとバングラデシュとの貿易額の推移

会計年度	輸出	輸入	貿易収支
2018-19	56	563	△507
2019-20	51	544	△493
2020-21	83	503	△420
2021-22	106	802	△696
2022-23	84	699	△615

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

パキスタンとバングラデシュとの貿易額の推移



(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

Ⅲ. バングラデシュと日本の貿易関係

1 | バングラデシュと日本の貿易関係

日本 - バングラデシュ

- バングラデシュ政府は、両国の相互の意向を反映し、日本との経済連携協定（EPA）の締結に強い関心を示している。
- 両政府は同協定の締結に向けて、物品貿易、通関手続き、貿易円滑化、投資、電子商取引など17分野をカバーする「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究報告書」を23年12月27日に公開。
- 日バ両政府は3月12日、2国間経済連携協定（EPA）の交渉開始を決定したと発表。同協定により、両国間の貿易促進に加え、バングラデシュのビジネス・投資環境の改善も期待される。

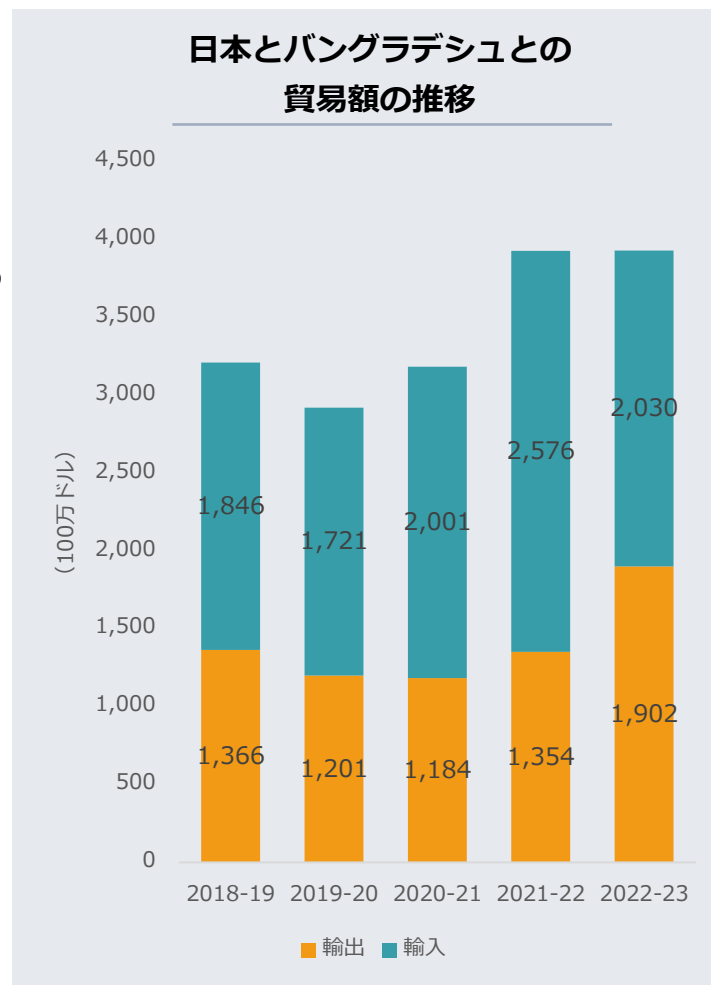
(参考) 2024年3月13日付ビジネス短信
 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/03/2dbfefca104b9077.html>)

日本とバングラデシュとの貿易額の推移

(100万ドル)

会計年度	輸出	輸入	貿易収支
2018-19	1,366	1,846	△480
2019-20	1,201	1,721	△520
2020-21	1,184	2,001	△817
2021-22	1,354	2,576	△1,222
2022-23	1,902	2,030	△128

(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行



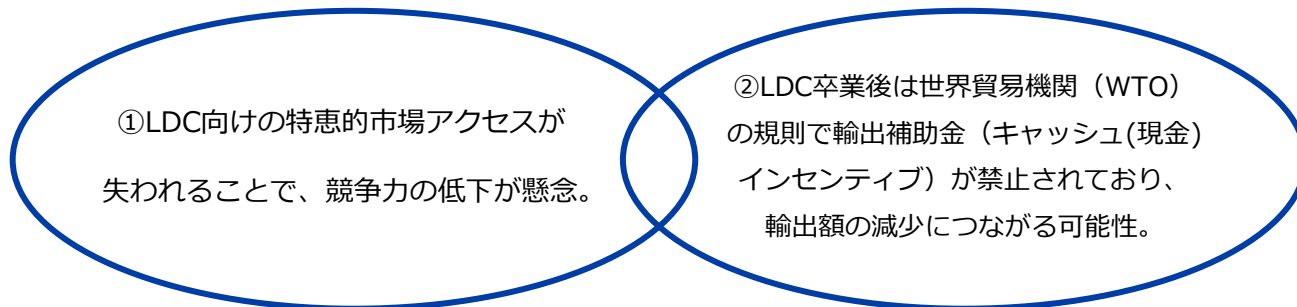
(出所) バングラデシュ輸出促進局・バングラデシュ中央銀行

2 | LDC卒業後の主要衣料品の輸入関税率 (1)

LDC卒業後の主要衣料品の輸入関税率

- バングラデシュのLDC卒業後は、2つの重要な要因により、衣料品・縫製産業の競争力に課題をもたらすと予想されている。

LDC卒業後の衣料品輸出に関する懸念事項



(参考) Rapid Policy Brief, 2023 (https://www.rapidbd.org/wp-content/uploads/2023/12/BGD-23078_Policy-Brief_BGD_LDC-Graduation-Tariff-Hikes_RAPID.pdf)

- さらに、バングラデシュから調達を決定する際の安全性、コンプライアンス、環境基準の精査の強化など、その他の要因も市場競争力に影響を与えることが懸念されている。

バングラデシュから日本に衣料品を輸入する際の輸入関税の変化予測

HSコード	品目	輸出収益貢献率	LDC輸入関税	LDC卒業後の輸入関税
610910	T-shirts, singlets and other vests, of cotton, knitted or crocheted	15.64%	0%	10.9%
620342	Men's or boys' trousers, breeches, etc, of cotton	10.34%	0%	16.0%
611020	Jerseys, pullovers, etc, of cotton, knitted or crocheted	6.48%	0%	10.9%
620462	Women's or girls' trousers, breeches, etc, of cotton	6.22%	0%	16.0%
611030	Jerseys, pullovers, etc, of man-made fibres, knitted or crocheted	3.41%	0%	10.9%
620520	Men's or boys' shirts of cotton	3.38%	0%	9.0%
610462	Women's or girls' trousers, etc, of cotton, knitted or crocheted	3.03%	0%	10.9%
620343	Men's or boys' trousers, breeches of synthetic fibres	2.69%	0%	16.0%
610510	Men's or boys' shirts of cotton, knitted or crocheted	2.56%	0%	10.9%
611120	Babies' garments, etc, of cotton, knitted or crocheted	1.65%	0%	9.0%

2 | LDC卒業後の主要衣料品の輸入関税率 (2)

LDC卒業後の主要衣料品の輸入関税率

- 国際貿易センター（ITC）が提供したデータから導き出された推定によると、バングラデシュのLDC卒業後、製造品、特に繊維製品やRMG品目は、すべての国で約7.4%から12.8%の範囲で、より高い関税に直面すると予想されている。
- バングラデシュ企業研究所（BEI）の調査によると、LDC卒業により、EUに対する輸出市場における貿易特恵が失われた場合、バングラデシュ製アパレル製品の輸入に対する平均関税が現在の0%からおよそ9.5%に引き上げられる可能性がある。
- カナダの関税率は17%、次いで日本で8.7%、インドで8.6%、中国は16.2%となる。
- 世界貿易機関（WTO）は、LDC卒業がバングラデシュの輸出に大きな影響を与え、14%減少すると推定している。
- 国連貿易開発会議（UNCTAD）は、バングラデシュの潜在的な輸出損失が最大 7.5% になると推定している。
- 他方、上記のBEI 調査では同損失が 9.8%に達すると予測されており、LDC卒業後のバングラデシュの輸出への影響が深刻化する可能性があることが示されている。

バングラデシュLDC卒業前後の関税率

国名	LDC特恵関税率 (%)	LDC卒業後の関税率 (%)	
		衣料品	衣料品以外
EU諸国	0	9.5	2.1
カナダ	0	17.0	4.5
オーストラリア	0	5.0	2.3
中国	0	16.2	10.4
インド	0	8.7	7.2
日本	0	8.7	1.0

(出所) バングラデシュ企業研究所 (BEI) 2020年報告書
 (<https://bei-bd.org/storage/app/uploads/public/603/f2b/010/603f2b010dc3b334012659.pdf>)

IV. TRIPS協定と医薬品国内製造

1 | TRIPS協定

バングラデシュの製薬産業の遷移

- TRIPS 協定は、バングラデシュの製薬産業の発展に大きく貢献しており、製薬産業で、強靱なサプライチェーンを確立することにより、国内需要に対する外国企業への依存を軽減してきた。それだけでなく、医薬品の輸出国としても世界的に重要な地位を確立することに成功している。
- 1970年代には、バングラデシュ国内で医薬品を製造する多国籍企業が8社あり、75%の国内市場シェアを獲得していた。現在、約 273社の地場企業が国内の医薬品ニーズの約98%を満たしており、40年余りで地場企業の顕著な成長が反映されている。
- 製薬業界は、バングラデシュ最大のホワイトカラー産業となっており、国民に多くの雇用機会を提供している。また、同国のGDPに占める製薬産業の割合は1.83%で、バングラデシュの財政の安定強化において重要な役割を担っている。

バングラデシュにおける最大手10社の製薬企業の比較

1985年			2019年	
No.	企業名	出資元	企業名	出資元
1	Square	地場企業	Square	地場企業
2	BPI	外資系企業	Incepta	地場企業
3	GSK	外資系企業	Beximco	地場企業
4	Opsonin	地場企業	Renata	地場企業
5	Pfizer	外資系企業	Healthcare	地場企業
6	Fisons	外資系企業	Opsonin	地場企業
7	Gonoshasthya Kendra	地場企業	ACI	地場企業
8	MSD	外資系企業	Eskayef	地場企業
9	Ciba Geigy	外資系企業	Aristopharma	地場企業
10	Hoechst	外資系企業	ACME	地場企業

(出所) FEAPM調査報告書 (2019年) (https://strapi.eacgermany.org/uploads/5fda30fc68f07136175100_44e851ba12.pdf)

2 | TRIPS協定による恩恵とLDC卒業に伴う課題

TRIPS協定の恩恵とLDC卒業に伴う課題

課題

- TRIPS協定に基づき、バングラデシュは、2033年1月1日またはLDC卒業までの有効な特定の移行期間中、医薬品の物質特許の導入を免除されていたところ、LDC卒業が2026年に定められたことにより、製薬業界においては2026年に物質特許免除が無効となり、医薬品の生産と輸出価格に影響を与えることが懸念されている。
- 物質特許の導入義務が課されると、製薬会社は輸出ビジネスの損失につながる可能性があり、政策調整がなければ、医薬品の価格高騰につながる恐れもある。
- さらにバングラデシュは、2033年まで医薬品等の物質特許・知的財産権の出願受理制度（メールボックス）を設ける義務が免除されていたが、LDC卒業により知的財産権（IPR）に関する国際条約の遵守が求められる。そのため、TRIPS評議会による審査を条件として、新しい知的財産法の更新・制定が求められている。

課題への取り組み

- バングラデシュ政府は、TRIPS協定の延長交渉と、医薬品原薬（API）の国内供給の強化に重点を置いているが、具体的な取り組みは実施していない。
- 製薬会社や関連企業の経営者は、製薬業界に対する知的財産権の放棄をTRIPS協定の予定通り、2033年まで継続したい意向を示している。一方、世界貿易機関（WTO）の第12回閣僚会議では、LDC卒業に対する「TRIPS協定」の期限延長はしないことを決定。
- バングラデシュ政府は、ガザリア地区（ムンシゴンジ県）に国内初のAPIパーク（42区画）を開設し、24社の製薬会社に割り当てられる予定となっている。

V. 輸出製品に対する キャッシュ（現金）インセンティブ

1 | 輸出製品に対するキャッシュ（現金）インセンティブ

段階的廃止に着手

- バングラデシュ政府は2024年1月、輸出に対するキャッシュ（現金）インセンティブを段階的な廃止に向けた政策措置を開始。具体的にはWTO規則（同インセンティブを輸出実績に応じた補助金とみなす）に対応するため、2023/24年度（2023年7月～2024年6月）の輸出に対する同インセンティブの大幅な削減を発表（表14参照）。例えば、新興市場向けの衣料品輸出に対する補助率は4%から3%に減少し、また従来「新興市場」であった日本はその対象外とされた。
- WTOの補助金・相殺措置に関する協定によれば、LDC卒業後は、補助金や同インセンティブなどの優遇措置は一切認められない。
- 2024/25年度（2024年7月～2025年6月）以降の補助率の変更については未だ明記されていない。

2024年1月から適用されている輸出時のキャッシュ（現金）インセンティブ

主な対象セクター	従来 ¹ の補助率	2024年1月以降
新興市場（日本など除く）、人口繊維素材の衣料品	4%	3%
ジュート製品	20%	15%
皮革製品	15%	12%
野菜、果物、加工食品	20%	15%
じゃがいも	20%	15%
家具	15%	10%
プラスチック製品	10%	8%
ソフトウェア、ITESハードウェア	10%	8%
製薬機器	10%	8%
オートバイ	10%	8%

（出所）バングラデシュ中央銀行（FEPD Circular No. 05）

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。 (所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240002>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部アジア大洋州課



03-3582-5179



ORF@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載